⑵　令和９年９月15日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年３月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和８年９月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジオライマー株式会社　後藤　文彦　大阪府松原市岡３―17―１　国土交通大臣許可（般―６）第29445号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミラノ工務店　小﨑　　学　京都府京都市中京区夷川通河原町東入鉾田町310　国土交通大臣許可（特―３）第96号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　金本鉄工株式会社　林　　茂生　和歌山県有田市箕島745―１　国土交通大臣許可（般特―７）第4162号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニバーサル建設　境田　健宏　大阪府大阪市中央区本町２―６―10　国土交通大臣許可（般特―３）第26241号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業、電気工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西村建設株式会社　西村　二郎　大阪府堺市西区鳳西町１―85―17　国土交通大臣許可（般―２）第15055号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＮＳリノベーション株式会社　齊藤太嘉志　大阪府大阪市西区立売堀４―２―21　国土交通大臣許可（特―３）第18184号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。